

一宮市上下水道部告示第 20 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

一宮市水道事業等管理者

多和田雅也

1. 業務名

水道料金等コンビニエンスストア収納業務委託

2. 名称及び代表者の氏名

株式会社電算システム 代表取締役 高橋 譲太

3. 所在地

岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地

4. 委託を受ける公金事務の内容

水道料金、下水道使用料の収納事務

5. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

6. 指定日

令和 8 年 4 月 1 日